

受付印

		税 務 部 処 理 事 項		法 人 名 簿		電 算 入 力		整 理 簿		
法 人 設 立 届 法人の従たる事務所等の設置届										
岡山県 県民局長 殿	年 月 日	フリガナ								
		主たる事務所の所在地		〒 電話() —						
		フリガナ								
		法人名								
		法人番号								
		フリガナ								
		代表者氏名								
		送付先・連絡先 ※ 区分がその他の場合は、名称・所在地を記入		区 分 名 称	☐ 主たる事務所等 ☐ その他					
		所在地	〒 電話() —							
新たに< 法人を設立したので >岡山県税条例(昭和29年岡山県条例第37号)第52条の2第1項の 法人の従たる事務所等を設置したので 規定により届け出ます。										
設 立 年 月 日	年 月 日		事 業 年 度	月 日から 月 日まで 月 日から 月 日まで						
資本金又は出資金の額	円		事業の目的							
資本金及び資本準備金の合算額	円									
資 本 金 等 の 額	円									
県内の支店・出張所等の名称、所在地及び設置年月日	名 称		所 在 地				設置年月日			
			〒 電話() —				年 月 日			
			〒 電話() —				年 月 日			
			〒 電話() —				年 月 日			
事務所等を有する都道府県の数	☐ 岡山県内のみに事務所等を有している。 ☐ 2の都道府県に事務所等を有している。 ☐ 3以上の都道府県に事務所等を有している。									
申告期限延長の処分の有無 ※ 別途申請及び届出が必要	法人事業税	有 無	・ ・	の事業年度から 月間		青色申告の有無		有・無		
	法人県民税	有 無	・ ・	の事業年度から 月間		通算制度承認の有無		有・無		
通算子法人である場合 ※ 通算親法人に関する事項を記入	フリガナ								決算期	
	法人名									
	法人番号									
	フリガナ									
	主たる事務所等の所在地		〒 電話() —							
個人企業を法人組織とした法人の場合	個人当時の事業主名		個人事業所所在地				個人事業廃止年月日 年 月 日			
公益法人等である場合	☐ 収益事業を行う。 ☐ 収益事業を行わない。			一般社団法人又は一般財団法人である場合				☐ 非営利型法人 ☐ 普通法人		
関 与 税 理 士	電話() —									
添付書類	・定款、寄附行為、規約又は規則の写し ・登記事項証明書(履歴事項全部証明書)の写し ・その他()						備考			

注 この届は、設立又は支店等の設置の日から2月以内に所轄の県民局税務部へ提出してください。

記載要領

- 1 この届出書は、法人を設立した場合及び岡山県内に新たに支店等を設置した場合に使用してください。
- 2 「税務部処理事項」欄は記載しないでください。
- 3 「主たる事務所等の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地及び電話番号を記載してください。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。
- 5 「送付先・連絡先」の「区分」欄には、該当する□に「レ」を記載してください。
- 6 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている事業年度を記載してください。
- 7 「資本金等の額」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載してください。
 - (1) (2)に掲げる法人以外の法人 地方税法第23条第1項第4号の2イに定める額
 - (2) 保険業法に規定する相互会社 地方税法第23条第1項第4号の2ハに定める額
- 8 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうち主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業を記載してください。
- 9 「県内の支店・出張所等の名称、所在地及び設置年月日」欄には、支店等の登記の有無にかかわらず、岡山県内にあるすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等について、その名称、所在地及び設置年月日を記載してください。
 なお、主たる事務所等の所在地が岡山県以外にある法人が、岡山県に2以上の支店等を有する場合は、主たる支店等の名称を○で囲んでください。
 また、記載欄が不足する場合には「別紙のとおり」と記載し、別紙に記載した書類を添付してください。
- 10 「事務所等を有する都道府県の数」欄には、該当する□に「レ」を記載してください。
- 11 「申告期限延長の処分の有無」欄には、この届出が「法人の従たる事務所等の設置届」の場合にのみ記載してください。
 既に地方税法第72条の25第3項、第5項（同第72条の28第2項又は第72条の29第2項において準用する場合を含む。）及び法人税法第75条の2（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により申告書の提出期限の延長の承認を受けている場合には、「有」を○で囲み、延長された最初の事業年度及び延長月数を記載してください。
 なお、該当しない場合は「無」を○で囲んでください。
 岡山県本店法人で法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出、及び法人事業税の申告書の提出期限の延長承認を受けようとする場合は、「申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書（地方税法施行規則様式第13号の2様式）」により提出期限までに届出・申請してください。
- 12 通算制度に係る内容については、法人税の申請書類、通知書等の写しを添付してください。
- 13 「公益法人等である場合」欄には、該当する□に「レ」を記載してください。なお、設立した公益法人等で収益事業を行っている場合には、税務署に提出した収益事業開始届出書の写しを添付してください。
- 14 「一般社団法人又は一般財団法人である場合」欄には、法人税法第2条9号の2に規定する「非営利型法人」に該当する場合は「□非営利型法人」の□に「レ」を記載し、それ以外の場合は「□普通法人」の□に「レ」を記載してください。

◎「相談、提出先は、管轄区域の事務所をお願いします。」

備前県民局税務部直税課

〒700-8604
岡山市北区弓之町 6-1
Tel 086-233-9816, 086-233-9820

管轄区域

岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町



備中県民局税務部課税課

〒710-8530
倉敷市羽島1083
Tel 086-434-7016

管轄区域

倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町



美作県民局税務部課税課

〒708-8506
津山市山下53
Tel 0868-23-1272

管轄区域

津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

